

日本学術会議法成立に抗議し廃止を求める会長声明

政府は、2025年3月7日、「国の特別の機関」とされている現在の日本学術会議を廃止し、国から独立した法人格を有する組織としての特殊法人「日本学術会議」（以下「新法人」という）を新設すること等を内容とする日本学術会議法案を提出し、本年6月11日同法案が成立した（以下「新法」という）。

しかしながら、新法は、学術会議の独立性、自律性を著しく損なうものであり、学問の自由に対する重大な侵害をはらんでいるものである。

そもそも日本学術会議は、科学技術が戦争遂行に協力したことへの反省のもと、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」（現行法2条）を目的としている。

日本学術会議は、政府から独立した立場で、たとえ政府と対立する考えであっても、その目的を果たすために、科学的・学術的根拠に基づいて、科学技術政策に対する提言や、学術の発展に寄与する活動が行われるものである。よって、日本学術会議の機能を果たすためにも、独立性、自律性が強く保障されることが不可欠な要素である。

しかし、新法は、日本学術会議の独立性と自律性を損なう内容となっている。

- (1) 新法では、会員以外の者から会長が委員を任命する運営助言委員会は、日本学術会議の活動計画や予算策定に関して意見を述べる権限が付与されている（新法27条、36条）。また、内閣府に設置し内閣総理大臣が委員を任命する日本学術会議評価委員は、中期的な活動計画の策定や業務の実績等に関する点検・評価の方法・結果について意見を述べる権限が付与され（新法42条3項、51条）、監事も内閣総理大臣が任命するものとなっている（新法19条、23条）。これらの各機関の設置は、日本学術会議の活動の面において、政府を含む

外部からの介入を許容する仕組みになっており、日本学術会議の独立性、自律性を損なう可能性があるもので、学問の自由に対する重大な脅威ともなりかねない。

(2) 会員以外の者から会長が委員を任命する選定助言委員会は、会員の選定方針について意見を述べ、候補者の選定に関する意見を述べる権限が付与されている（新法26条、31条）。日本学術会議の会員選考に関しても、外部の者の関与が強まるものであり、人事の独立性、自律性を損ない、学問の自由の保障が脅かされるものである。

(3) また、財政面においても、新法人は特殊法人とされ、補助金制度とされ（新法48条）、現行法の国庫負担という制度から後退したものであり、財政面においてもその活動における独立性が害される可能性が高い。

新法は、2020年日本学術会議が推薦した会員候補6名について、当時の内閣総理大臣が任命拒否をした件に端を発している。この任命拒否について、法解釈をめぐる行政文書の開示をめぐって係争中であり、その経緯や任命拒否の理由はいまだに明らかにされていないままである。この任命拒否の問題は、日本学術会議の独立性、自律性に関する重要な問題であったが、その解決がなされないまま、立法事実がないにも関わらず日本学術会議の組織の問題にすり替えられ、法案の提出に至り、日本学術会議の独立性、自律性がさらに脅かされるものとなっている。

よって、当会は、新法は、日本学術会議の独立性、自律性を害し、憲法が保障する学問の自由を侵害するものであることから、その成立に強く抗議するとともに、新法の廃止を求め続けるものである。

以 上

2025年（令和7年）7月2日

佐賀県弁護士会

会長 出口 聡一郎